

○羽生市のキャラクターの着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽生市（以下「市」という。）のキャラクターの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸し出すことにより、市を広くPRするため、着ぐるみの貸出し等に関し必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの種類)

第2条 着ぐるみの種類及び数は、次のとおりとする。

- (1) ムジナもん 2体
- (2) いがまんちゃん 2体
- (3) ザリガニ博士 1体
- (4) イナゴージャス 1体
- (5) いたっち 1体
- (6) しらさぎ婦人 1体
- (7) フナどん 1体

(対象者等)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、業務に支障を及ぼさない限度において、着ぐるみを貸し出すことができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に勤務し、又は通学する者
- (3) 市内で活動する団体又は企業
- (4) その他市長が適当と認める者

2 着ぐるみの貸出期間は、貸出日から返却日を含めて10日以内とする。

(貸出申請)

第4条 着ぐるみの貸出しを受けようとする者は、着ぐるみ貸出承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、貸出しを受けようとする日の3月前から3日前までの期間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出承認)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみ貸出承認書(様式第2号)により承認するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他管理上支障があるとき。

2 市長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 着ぐるみの貸出しの使用料は、前条第1項の承認書の使用期間の日数に1日当たり1体1,000円を乗じて得た額とする。

(使用料の納入)

第7条 第5条第1項の承認を受けた者(以下「借受者」という。)は、使用料を前納しなければならない。

2 既納の使用料は、借受者が自己の都合により申込みを取り消した場合は、還付しない。

(遵守事項)

第8条 借受者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し等)

第9条 市長は、借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、市長はその承認を取り消すとともに、以後の貸出しを承認しない。

2 市長は、借受者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第10条 借受者は、着ぐるみを汚損した場合は、当該借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 借受者は、前項の規定にかかわらず、市長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

(市の責任)

第11条 市は、着ぐるみの貸出しにより借受者が被った被害又は借受者によりなされた第三者への損害に対しては、市は一切の責めを負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

着ぐるみ貸出承認申請書

年 月 日

羽生市長 様

申請者 住所
団体名
氏名 ⑩
電話

下記のとおり、羽生市のキャラクターの着ぐるみの貸出しを受けたいので申請を借受けたいので申請します。

記

着ぐるみの種類	ムジナもん いがまんちゃん ザリガニ博士 イナゴージャス いたっち しらさぎ婦人 フナどん
イベント名	
イベント内容	
使用方法	
使用場所	
使用期間	年 月 日から 年 月 日までの 日間
借受日	年 月 日
返却日	年 月 日

- 2 着ぐるみの貸出については、「羽生市のキャラクターの着ぐるみ貸出要綱」及び「羽生市のキャラクターの着ぐるみ装着要領」に従います。
- 3 貸出の諸条件に違反した場合又は市長が必要と認めた場合は、貸出方法の変更又は承認の取消しを受けても異議はありません。

※ イベント内容の分かる資料等があれば添付してください。

様式第2号(第5条関係)

着ぐるみ貸出承認書

第 号
年 月 日

様

羽生市長 ⑩

年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの貸出しについて、下記のとおり承認します。

記

【承認内容】

- 1 着ぐるみの種類 (ムジナもん いがまんちゃん ザリガニ博士 イナゴージャス
いたっち しらさぎ婦人 フナどん)
- 2 貸出期間
貸出日 年 月 日
使用期間 年 月 日～ 年 月 日
返却日 年 月 日
- 3 「着ぐるみ貸出承認申請書」の申請内容どおりに使用すること。
- 4 「羽生市のキャラクターの着ぐるみ貸出要綱」を遵守すること。
- 5 「羽生市のキャラクターの着ぐるみ装着要領」に従って使用すること。
- 6 付記事項